

基山町営住宅退去時に行うことの確認事項

- 室内（玄関・部屋・リビング・台所・洗面所・浴室・便所等・建具）の壁、配管（白色）を塗装すること。

※塗装に斑（むら）があるなど出来が悪い場合は、塗り直しをお願いします。

- 襖（表・裏）を張り替えること。

- 畳の表替えをすること。

- 便所の中の配管を塗装すること。

- 浴槽・網戸・カーテンレール等各自で設置したものは、撤去すること。

※新しくてまだ次の入居者が使用できそうなものは、置いていてもよいが、次の入居者が使用しない場合は、撤去すること。

※前の入居者から引き続き使用するものがある場合は、撤去すること。

- 住宅の様様替え等を行っている場合は、入居時の状態に戻すこと。

上記確認事項を遵守します。

年 月 日

団地名 団地 号

氏名 印